

## 無人航空機の飛行に関する許可・承認に係る申請方法

航空法第132条第1項に定める「飛行禁止空域」における飛行や同132条の2第1項に定める「飛行の方法」によらない飛行を行おうとする場合、無人航空機を飛行させる者は、飛行開始予定日の少なくとも10開庁日前までに、申請書類を提出してください。ただし、申請に不備があった場合には、審査に時間を要する場合もあるため、飛行開始予定日の10開庁日前からさらに、期間に相当の余裕をもって申請してください。

### 1. 申請方法

オンライン申請、郵送及び持参のいずれかの方法により申請が可能です。

#### (1) オンラインサービスによる場合

以下のURLからオンライン申請が可能です。操作はすべてWebブラウザ上で実施するため、特別なソフトウェアは必要ありません。

なお、申請書の記載事項や必要な添付書類の他、飛行開始予定日の少なくとも10開庁日前までに不備等がない状態で提出する等の申請に関する条件は、書面での申請と同様です。

オンラインサービス専用URL：<https://www.dips.mlit.go.jp/>

#### (2) 郵送による場合

普通郵便でも可能ですが、簡易書留をお勧めします。なお、発行された許可書等についても郵送を希望される場合、返信用封筒に基本料金相当の切手を貼付の上、4. 申請窓口あて郵送してください。

※書留をご希望の場合は返信用封筒の表に「書留」又は「簡易書留」と朱書きで記載してください。返信用封筒に基本料金相当の切手に加え、書留の料金相当の切手を貼付してください。

※速達をご希望の場合は返信用封筒の表に「速達」と朱書きで記載してください。返信用封筒に基本料金相当の切手に加え、速達の料金相当の切手を貼付してください。

※定型封筒を返信用とする場合、基本料金分の切手以外に簡易書留として320円分の切手、速達の場合は別途速達に必要な切手が必要です。

#### (3) 持参による場合

4. 申請窓口あて持参の上、提出してください。なお、受付時間は以下のとおりです。受付時間外に持参された場合、対応できかねることもあるため、ご留意ください。また、許可書等の郵送を希望する場合は前記(2)のとおり返

信用封筒及び切手を持参してください。

受付時間：09：00 ～ 17：00

#### (4) 緊急を要するものの場合※

公共性が高く、かつ人道的な支援等により、無人航空機の飛行の申請を行おうとする場合にあっては、飛行開始予定日の10開庁日前にかかわらず電子メール又はファクシミリにより申請を受け付けいたします。また、災害対策基本法第2条第1号の「災害」にあたる場合又はこれに類する場合は、電話による申請を受け付けいたします。なお、電話による申請であって夜間等の執務時間外においては、24時間運用されている最寄りの空港事務所に連絡してください。なお、電子メール、ファクシミリ又は電話により申請した場合においても、前記(1)から(3)の申請方法のいずれかによりあらためて申請書類を提出してください。

※ 電話により申請が可能なもの：

災害対策基本法第2条第1号の「災害」にあたる場合又はこれに類する場合（過去の例：東日本大震災等。）。

電子メール又はファクシミリにより申請が可能な例：

①事故や災害の報道取材

②事故や災害に際して被害者や被災者に対し薬品や食料品等の物資輸送を行う等の人道支援

## 2. 申請書

### (1) オンラインサービスによる場合

専用画面の質問に答えていくと、申請書が自動で作成・表示され、インターネットを通じてオンラインで提出することができます。

### (2) 郵送又は持参による場合

当ホームページに掲載している申請書に基づき必要事項を記載のうえ、提出してください。なお、掲載している申請様式と同様の記載事項及び様式であれば、独自に作成いただいたものでも申請可能です。また、記載例を掲載していますので、適宜ご参考としてください。

## 3. 申請先

航空法第132条第1項第1号の空域（空港等の周辺、高さ150m以上）における飛行の許可申請については、飛行させる行為を行おうとする空域の場所を管轄する空港事務所に提出してください。それ以外の許可・承認については地方航空局となります。詳しくは4. 申請窓口をご確認ください。

なお、申請書を空港事務所と地方航空局のいずれにも提出する必要がある場合には、その後の審査過程における質疑応答等については一カ所の官署で窓口を一元化することも可能な場合があるため、まずは地方航空局にお問い合わせください。

## 4. 申請窓口

### ○お問い合わせ先

お電話でのお問い合わせは、以下のホームページの「無人航空機ヘルプデスク」までお願いします。

[https://www.mlit.go.jp/koku/koku\\_tk10\\_000003.html](https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.html)

### ○航空法第132条第1項第1号の空域（空港等の周辺、高度150m以上）における飛行の許可申請窓口：

飛行を行おうとする場所を管轄区域とする空港事務所（詳しくは「許可・承認申請書の提出官署の連絡先」をご参照ください。）

### ○上記以外の許可・承認申請窓口：

飛行を行おうとする場所が新潟県、長野県、静岡県以東の場合

#### 【申請窓口】

東京航空局

#### 【連絡先】

〒102-0074

東京都千代田区九段南 1-1-15 九段第2合同庁舎

東京航空局保安部運用課 無人航空機審査担当あて

FAX 03-5216-5571

Mail [cab-emujin-daihyo@mlit.go.jp](mailto:cab-emujin-daihyo@mlit.go.jp)

飛行を行おうとする場所が富山県、岐阜県、愛知県以西の場合

#### 【申請窓口】

大阪航空局

#### 【連絡先】

〒540-8559

大阪府大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第4号館

大阪航空局保安部運用課 無人航空機審査担当あて

FAX 06-6920-4041

Mail [cab-wmujin-daihyo@mlit.go.jp](mailto:cab-wmujin-daihyo@mlit.go.jp)

※飛行させる場所に両局の管轄地域が含まれている場合、申請者の住所を管轄する住所を管轄する地方局へ提出してください。